

藤岡市農業委員会
令和5年第9回
定例会議事録

令和5年9月5日招集

令和5年藤岡市農業委員会第9回定例会議事録

令和5年9月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和5年藤岡市農業委員会第9回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 54号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 55号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第 57号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について
議案第 58号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
報告第 17号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 18号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 |
| 9番 清水 春樹 | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (4名)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 6番 茂木 敏男 | 8番 宮下 佐登志 | 10番 水沼 勝美 | 17番 柳澤 憲司 |
|----------|-----------|-----------|-----------|

[事務局]

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘 |
| 係 長 | 春山 崇 | 係 長 代理 | 牧 眸美 |
| 係 長 代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時31分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第9回定例会を進行させていただきます。まずはじめに議案の訂正をお願いします。議案書3ページ整理番号6番上落合の太陽光発電パネル設置用地ですが、他法令との関係におきまして、河川法が追加になります。よろしくをお願いします。また、本日の議案第58号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見についての説明の際に、農政課の職員が入室・説明を行いますので、ご了承下さい。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳あり

ませんが、この後、移動をお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和5年第9回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。5番清水淑朗委員 6番田沼委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第54号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第55号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時37分)

(再開14時00分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第54号農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第54号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、本動堂のAさんが、本動堂の農地を一般住宅用地（既存宅地）として転用するもので、農地1筆、面積は447㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第54号整理番号1番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第54号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第54号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第55号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 55 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 4 番の 4 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 306 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の K さんが、本郷の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 364 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の法人が、浄法寺の農地を、太陽光発電パネル設置用地として転用するにあたり、地上権の設定をするもので、農地 1 筆、面積は 1,164 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、同じく市外の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 856 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 55 号整理番号 1 番から 4 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 55 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 55 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 55 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 55 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 55 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 6 番の 2 件です。整理番号 5 番は、市外の法人が、立石の農地を賃貸借で借り受け、資材置場・駐車場用地及び作業員待機所用地（一時転用）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 718 m²、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光パネル設置用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 3,393 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。なお、当該太陽光パネル設置に関わる国土交通省からの書類が未着でありますので、条件付き許可が妥当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 議案第 55 号整理番号 5 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 55 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号 整理番号 6 番について、必要書類の提出を条件に許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 55 号 整理番号 6 番は条件付き許可と決定します。なお、議案第 55 号整理番号 6 番は面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設委員会へ意見聴取いたします。続きまして、議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法 に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 5 ページをご覧ください。また、別にお配りしてあります対象地の地図も併せてご参照ください。議案第 56 号につきましても、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。今回の計画は、認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成される農業経営基盤強化促進法による所有権移転の計画で、対象地は 1 件です。以上で、議案第 56 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 56 号について事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

職務代理 ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。それでは議案第 56 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第 56 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長 続きますして、議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。議案第 57 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 12 件です。以上で、議案 57 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今、議案第 57 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きますして、議案第 58 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

(農政課説明終了)

議長 ただ今、議案第 58 号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、議案第 58 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、特に意見なしとすることよろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 58 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見については、そのように決定します。

(農政課退室)

議長 続きまして、報告第 17 号・18 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。報告第 17 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 1 件、5 条が 3 件の計 4 件ございます。詳細については 10 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 18 号ですが、11 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 7 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願います。

議長 ただ今、報告第 17 号・18 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、以上をもちまして、令和 5 年第 9 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 25 分)